日本証券業協会
JSDA Japan Securities Dealers Association

交付金銭等情報の通知義務について

以下に掲げる事由によって株主に金銭又は株式を交付する場合には、
証券会社が株主から源泉徴収を行うために必要な情報を通知することが、
発行体に対して法令で義務付けられています。

＜租税特別措置法施行令第4条の6の2第 39 項、第 25 条の 10 の2第 26 項＞

1. 会社の合併
   （法人税法第2条第 12 号の8に規定する適格合併を除く。）
2. 会社の適格分割型分割
   （法人税法第2条第 12 号の 12 に規定する適格分割型分割をいう。）
3. 会社の非適格分割型分割
   （法人税法第2条第 12 号の 12 に規定する適格分割型分割以外の分割型分割をいう。）
4. 適格株式分配
   （法人税法第2条第 12 号の 15 の3に規定する適格株式分配をいう。）
5. 非適格株式分配
   （法人税法第2条第 12 号の 15 の3に規定する適格株式分配以外の株式分配をいう。）
6. 株式に係る剰余金の配当
   （資本剰余金の額の減少に伴うものに限り、上記2～5によるものを除く。）
7. 会社の解散による残余財産の分配

万が一、当該通知を失念したり、誤りがあった場合には、
貴社の全株主の税務処理に影響が生じる可能性があります。

★過去の事例では、

①*発行体が通知を失念したために、本来源泉徴収すべき額よりも過大な額が徴収された結果、発行体や証券会社が株主に対して過大に徴収した金額分の還付処理を行った*ケース。

②*発行体が誤った情報を通知したために、個人株主の株式取得価額に誤りが生じた結果、個人株主が既に行った確定申告について、修正申告を行った*ケース。

等が生じており、いずれのケースでも、発行体におかれましては、株主に対する相談窓口設置のほか、証券会社では源泉徴収の訂正処理など相当の負担を伴う遡及対応が発生することから、証券会社に対する経緯や対応に関する説明、また、税法違反に該当することから、通知失念等に至った経緯の国税庁等の税務当局への説明などの対応を行うこととなります。

各発行体のご担当者におかれましては、
本通知義務を確実に履行していただくよう、お願い申し上げます。

※本通知義務は、交付に係る効力発生日の**2週間前まで**に履行ください。

本通知に係る事務手続については、日本証券業協会、全国株懇連合会制定の「会社が株主に交付する金銭等に係る情報提供に関する事務取扱要領」（https://www.jsda.or.jp/shijyo/seido/tax/jimu_youryou_stock.html）をご参照ください。なお、日本証券業協会、全国株懇連合会、証券保管振替機構では、各発行体が通知しようとする情報の妥当性・正確性を判断することはできません。通知義務の履行にあたっては、自社の会計士、株式関連事務代行業者等にご相談ください。

※Target 保振サイトを通じた通知方法は証券保管振替機構のウェブサイトの「交付金銭等情報通知マニュアル」（https://www.jasdec.com/assets/download/ds/koufu_manual.pdf）をご参照ください。